

行政文書開示決定通知書

弁護士 渡部 友一郎 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



令和6年2月28日付けで請求され同月29日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- ・都市緑地法等の一部を改正する法律案(仮称)説明資料(令和6年1月 国土交通省都市局)

請求文書名:

都市緑地法等の一部を改正する法律案(国土交通・財務省・2024年2月13日閣議決定)に係る内閣法制局の審査事務(内閣法制局設置法第3条第1号)に関連して作成された行政文書のうち(省庁により名称は異なるが、概ね、内閣法制局説明資料・逐条説明などと呼称される)法案の条文または論点に対応する形で解説または説明が記載されている行政文書

2 不開示とした部分とその理由

- ・開示する行政文書のうち、今後省令等で定める内容に関する情報(7頁、8頁、11頁、17頁、38頁、43頁、44頁、46頁、68頁)については、国の機関の検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法第5条第5号の規定により、当該情報が記録されている部分を不開示とした。
- ・開示する行政文書のうち、特定の地域が分かる情報(15頁)については、本法案で新たに創設する「機能維持増進事業」に関して具体的に想定される事例を記載しているところ、国の機関の検討に関する情報であって、公にすることにより、当該地域において機能維持増進事業が実施され得るものとの認識を一般に与え、当該地域をその区域内に含む市町村の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法第5条第5号の規定により、当該情報が記録されている部分を不開示とした。
- ・開示する行政文書のうち、特定の法人に関する情報(31頁、73頁)については、本法案で新たに創設する「都市緑化支援機構」の候補となり得る法人に関する情報を記載しているところ、国の機関の検討に関する情報であって、公にすることにより、当該法人が都市緑化支援機構として指定され得るものとの認識を一般に与え、当該法人に対して利益や不利益を及ぼすおそれがあることから、法第5条第5号の規定により、当該情報が記録されている部分を不開示とした。
- ・開示する行政文書のうち、特定の法人に関する情報(41頁)については、当該法人における緑地創出の取組に関する情報を記載しているところ、公にすることにより、当該法人等の正当な利益が害されるおそれがあることから、法第5条第2号イの規定により、当該情報が記録されている部分を不開示とした。
- ・開示する行政文書のうち、法人の事業に関する情報(42頁)については、本法案で新たに創

設する「優良緑地確保計画認定制度」に関する事例を記載しているところ、国の機関の検討に関する情報であって、公にすることにより、当該事業が認定され得るものとの認識を一般に与え、特定の法人に対して不当に利益や不利益を及ぼすおそれがあるものであることから、法第5条第5号の規定により、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

- ・開示する行政文書のうち、特定の法人に関する情報（46頁）については、本法案で新たに創設する「登録調査機関」の候補となり得る法人に関する情報を記載しているところ、国の機関の検討に関する情報であって、公にすることにより、当該法人が登録され得るものとの認識を一般に与え、当該法人に対して利益や不利益を及ぼすおそれがあることから、法第5条第5号の規定により、当該情報が記録されている部分を不開示とした。
- ・開示する行政文書のうち、特定の法人に関する情報（71頁）については、本法案で新たに措置する「都市再生推進法人の業務の追加」に関して具体的に想定される事例を記載しているところ、国の機関の検討に関する情報であって、公にすることにより、当該法人が都市再生推進法人として指定されるものとの認識を一般に与え、指定主体である市町村長の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法第5条第5号の規定により、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 事務所における開示（閲覧又は写しの交付）を希望する場合

◇開示の実施を受けることができる日時及び場所

日時：この通知書を受け取った日から30日以内

（土・日曜日、祝日を除く。）（9:30～11:45、13:00～16:45）

場所：国土交通省大臣官房総務課情報公開窓口

（東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館 1階）

◇開示の手続き

1) 事前に、ご希望の日時を下記問い合わせ先までお知らせください。

2) 送付した別添「行政文書の開示の実施方法等申出書」に必要事項を記入の上、ご持参ください。

(2) 写しの送付を希望する場合

◇下記の書類等を下記問い合わせ先まで、この通知書を受け取った日から30日以内に提出（郵送）してください。

1) 必要事項を記入した別添「行政文書の開示の実施方法等申出書」

2) 文書の郵送料（開示決定文書全ての郵送を希望した場合）：

定形外郵便 【CD-R】 100gまで

140円分の郵便切手

※「行政文書の開示の実施方法等申出書」が到着した日から1週間後までに郵送する予定です。

(3) 開示実施手数料